

附 則

(表) 九センチメートル		(表) 九センチメートル	
高速自動車国道法第二十三条第二項 の規定による 調査員証	第 号 官職 氏名	六・五センチメートル	年 月 日発行 年 月 日限り有効
国土交通大臣		六・五センチメートル	
高速自動車国道法第二十三条第二項 の規定による 調査員証		第 号 官職 氏名	年 月 日発行 年 月 日限り有効
(国土交通大臣が行う道路に関する調査)		(国土交通大臣が行う道路に関する調査)	
第二十三条 国土交通大臣は、道路法第七十七条の規定により道路に関する調査をその職員に行わせるほか、第三条から第五条までに規定する権限を行つたために必要があると認めるときは、その職員をして道路を通行する車両を一時停止させ、当該車両の着地及び着地積載物品の種類及び数量その他道路の交通量調査が必要な事項について質問させることができる。		第二十三条 国土交通大臣は、道路法第七十七条の規定により道路に関する調査をその職員に行わせるほか、第三条から第五条までに規定する権限を行つたために必要があると認めるときは、その職員をして道路を通行する車両を一時停止させ、当該車両の着地及び着地積載物品の種類及び数量その他道路の交通量調査が必要な事項について質問させることができる。	
3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。		3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	

※この法令は廃止されています。
昭和三十二年運輸省令第十九号

道路に関する調査をする職員の身分を示す

この省令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成元年七月二十日運輸省令第 二四号) この省令は、公布の日から施行する。	
(施行期日) 令第三十九号 抄	この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
(施行期日) 令第二六号 抄	この省令は、令和六年三月一九日国土交通省
(関係省令の廃止)	第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。
第一条 次の各号に掲げる省令は、廃止する。 一 道路に関する調査をする職員の身分を示す 証票の様式を定める省令 (昭和三十二年運輸 省令第十九号)	第二条 次の各号に掲げる省令は、廃止する。 一 道路に関する調査をする職員の身分を示す 証票の様式を定める省令 (昭和三十二年運輸 省令第十九号)
(経過措置)	第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正又は廃止前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている身分証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

この省令は、公布の日から施行する。
**附 則 (平成元年七月二十日運輸省令第
二四号)**
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年一月二九日運輸省
令第三十九号) 抄

(施行期日)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (令和六年三月一九日国土交通省
令第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(関係省令の廃止)

第二条 次の各号に掲げる省令は、廃止する。

一 道路に関する調査をする職員の身分を示す
証票の様式を定める省令 (昭和三十二年運輸
省令第十九号)